



ホクネット通信

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体

■発行者:松久 三四彦 ■編集者:大嶋 明子

被告の即決営業、全面的に争う姿勢

共通義務確認訴訟 第1回弁論

特定適格消費者団体・消費者支援ネット北海道が株式会社即決営業（本社・大阪市）に対し、消費者から得た不当な利益を返金するよう求めて提起した共通義務確認訴訟（集団的消費者被害回復裁判）の第1回口頭弁論が10月21日、札幌地方裁判所で行われました。被告代理人は欠席しましたが、裁判所に提出された答弁書において、原告の請求を却下・棄却するよう求め、全面的に争う意向を表明しました。今後は当面、弁論準備手続とされ、第1回弁論準備期日は12月23日です。

■弁論準備手続 主に民事訴訟における準備段階の一つで、訴訟の円滑な進行を目的とした手続き。公開の法廷ではなく、小さな会議室のような部屋で、裁判官と原告・被告が裁判の進め方について話し合い、争点や証拠を整理する。これにより、裁判所はより迅速で効率的な判断を下すことが可能となる。

「訴訟 Q&A」に9項目を追加

*「個別訴訟」など、消費者からの問い合わせに対応

消費者支援ネット北海道（ホクネット）が、株式会社即決営業（大阪市）に対して被害回復訴訟（共通義務確認訴訟）を起こしてから11月6日で3か月となります。ホクネットではこの間、訴訟を進めるとともに、被害に遭った可能性のある消費者に情報提供を兼ねた「事前登録」を呼びかけてきました。これに関連してホクネットにさまざまなお問い合わせが届いたことから、ホームページに掲載している「Q&A」に新たに9項目を追加しました。「Q&A」のURLは [faq.pdf](#)。

追加された項目も含め、主な「Q&A」を紹介します。

Q) 被害回復訴訟(共通義務確認訴訟)とはどのようなものですか。

A) 消費者裁判手続特例法に基づく裁判手続（集団的消費者被害回復裁判手続）の第1段階の訴訟です。同じような被害を受けた多数の消費者に代わって、特定適格消費者団体（今回はホクネット）が事業者（今回は即決営業）を相手取って「そちらに支払義務がある」こと

この号の主な内容

- 即決営業に対する共通義務確認訴訟 第1回弁論
- 「訴訟 Q&A」主な項目を紹介
- 即決営業に申入れ
- 25年度消費生活講座始まる
- 欠陥住宅・悪質リフォーム特別相談会を開催
- 食品表示に関するオンライン学習会を開催

(1 ページから続く)

を確認する訴訟です。

今回の訴訟は、即決営業との間で電話勧誘によって商品や研修などの契約を結んだ消費者について、「クーリング・オフをした場合には、即決営業が代金全額を返還する義務がある」と確認を求めるものです。

Q) 必ず返金を受けられるのですか。

A) 現時点で、将来の返金に充てるための財産が即決営業に確保されているわけではありません。ですから、将来、本当に返金の実現できるかどうかはわかりません。

Q) 即決営業からSNSで「Web会議ツールのURL」が送られ、このWeb会議で勧誘されたが、これもクーリング・オフ対象の「電話勧誘販売」になりますか。

A) 事業者がURLを送った場合は電話勧誘販売に該当します。

Q) 個別の訴訟を提起されましたが、どうすればよいのでしょうか。

A) ホクネットによる被害回復訴訟が進んでいても、個別訴訟には対応する必要があります。ただし、ホクネットによる被害回復訴訟が行われている間は、個別訴訟の手続きを裁判所が中止できる仕組みがあります。個別訴訟の裁判所に提出する上申書の書き方など、詳しい説明はホクネットのホームページの「進行中の裁判案件」の中にあります。(こちらをクリック)

Q) この裁判(集団的消費者被害回復裁判手続)に参加するには、費用がかかりますか。

A) 2025年8月6日に提起された第1段階(共通義務確認訴訟)では、事前登録も含めて消費者の方々の費用負担はありません。

今回の訴訟の判決で即決営業の支払義務が確定した場合に、ホクネットは第2段階として「簡易確定手続」を裁判所に申し立てます。ここで、対象の消費者の方々が支払請求をホクネットに委任する際に、費用が発生します。自分で裁判を起こすよりも低額で返金を受ける可能性があります。

Q) 即決営業との契約の代金をクレジットカードの分割払いで支払いましたが、この支払を止めることはできますか。

A) 個別の支払停止について、ホクネットは相談を受けることが

即決営業の被害者の方は事前登録を

●次の3つの項目すべてに該当する方は、ホームページの登録受付フォームから登録してください。

- ① 「株式会社即決営業」との間で、電話勧誘販売により営業活動の能力向上を目的とした商品及び研修に係る役務の契約(本件売買等契約)を締結した消費者である。
- ② 平成28年10月1日から現在までの間に、同社に対し、本件売買等契約の代金を支払った。
- ③ 同社に対し、本件売買等契約をクーリング・オフする通知書をすでに出したか、これから出す予定である。

●情報をお寄せください

☎ 011-221-5884

(平日 10:00~16:00)

※ホクネットのホームページの「トラブル情報の提供」フォームもご利用ください

ホクネット



「購入契約を解約したが、返金してもらえない」「悪質商法かもしれない」など、消費者被害に関する情報をお寄せください。情報を精査して問題ある企業には是正を申し入れるなど対応します。※個別の助言は行っておりません。

(3ページに続く)

(2ページから続く)

できません。ご自身でカード会社に申し出るか、消費生活センターや弁護士などに相談してください。

ホームページの「Q&A」には、追加分も含めて20項目を掲載しており、今後必要に応じて追加することもあります。

被害の心当たりがある方は、この「Q&A」をはじめ、ホームページの「進行中の裁判案件」の情報をお読みのうえ、「登録受付フォーム」から登録してください。

即決営業に申入れ

*クーリング・オフ規定の記載求める

ホクネットは消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を提起した株式会社即決営業（大阪市）に対し、同社が使用する契約書に、消費者によるクーリング・オフに関する記載がなく、特定商取引法や消費者契約法に反しているとして、クーリング・オフ規定の記載や、一部契約条項の使用中止を求める申入書を9月10日付で送付しました。

これに対し同社から、申入れの対象となった契約書の特定を求める一方、「違反は存在しないと認識している」旨の回答（10月7日付）がありました。

ホワイトニング契約で ecxia に申入れ

ホクネットは、歯のホワイトニング事業を行う ecxia 株式会社（東京都）に対し、同社が使用する契約書に消費者契約法に反する不当な条項があるとして、当該条項の使用中止または修正を申入れるとともに、消費者に対し返金する意向があるかを照会する文書を9月10日付で送付しました。併せて、損害賠償の額を予定する条項等に関する説明を求める文書を送付しました。

サンコーポレーションなどとの協議終了

ホクネットは、不動産賃貸業の株式会社サンコーポレーション（札幌市）への申入れに対し、同社から申入れに沿って契約条項を修正する旨の回答があったため、協議を終了する通知書を9月10日付で送付しました。

また、株式会社キャットハウスみゅーみゅー（札幌市）に対し、同社が当法人の申入れに沿って契約条項を修正したため、協議を終了する通知書を同日付で送付しました。

さらに、楽天市場で通信販売を行う株式会社アルマック（福井市）と、プラットフォームである楽天グループ株式会社（東京都）への申入れに対し、アルマックから、販売価格を誤認させる表示について申入れに沿って修正した旨の回答があったため、両社との協議を終了する連絡書を同日付で送付しました。

申入書等はホク
ネットのホームペー
ジに掲載しています

豆知識 消費者トラブル相談窓口

北海道道立消費生活センター
050-7505-0999
(平日 9:00~16:30)

札幌市消費者センター
011-728-2121
(平日 9:00~19:00)

全国消費生活相談員協会
北海道事務所
011-612-7518
(土曜13:00~16:00)
●事業者への連絡は行いません

地域の相談窓口がわからない時は
消費者ホットライン
188(いやや)
●お住まいの地域の消費者センター
窓口につながります。

振り込み詐欺・ヤミ金被害などの相談は

北海道警察本部相談センター
#9110(プッシュ回線)
011-241-9110(ダイヤル)
(年中無休・24時間受付)

25年度「消費生活講座」始まる

* 岩見沢、北見など各地で情報交換

道の消費者行政強化事業としてホクネットが行う2025年度の「消費生活講座と意見交換会」が空知地区の岩見沢会場（9月19日）を皮切りに始まりました。10月末までに空知2カ所（岩見沢市、滝川市）と日高（浦河町）、オホーツク（北見市）の4カ所で開催。消費者行政担当者や消費者協会役員、消費生活相談員ら関係者を対象にし、相談現場からの事例研究も交えて意見交換を行いました。



この講座では、毎回ホクネットの理事らが講師を務め、「適格消費者団体としてのホクネットができること」（差止請求訴訟など）、「特定適格消費者団体としてのホクネットができること」（集団的被害回復訴訟など）を中心に、ホクネットの役割を紹介しました。さらに「こんな相談に困りました」をテーマに事例研究を行い、事例を提供した相談員らと意見交換をしながら、対処のアドバイスや法的見解などで理解を深めました。

北見市で開催された「オホーツク地区消費生活講座と意見交換会」。ホクネットからの参加も含めて20人が集い、消費者被害への対応について考えを深めた＝10月24日

このほか、参加者の自己紹介を通して、各地の活動の現状や課題について情報を共有しました。意見交換を通して、相談員とホクネットとの連携によって事業者への申入れにつながったケースも紹介され、相談現場からの通報（情報提供）の重要性を再確認する場面もありました。「相談現場の苦労を具体的に知ることができた」「ホクネットの重要性が分かった」との声も聞かれました。

2025年度の開催計画は全5カ所で、今後は12月16日に胆振地区（室蘭市）で予定しています。

<各地の参加者など>

■空知地区(9月19日・岩見沢) 岩見沢、上砂川、栗山の各消費者協会、南空知消費生活相談室の相談員のほか、空知総合振興局、岩見沢市、美唄市、長沼町、栗山町の担当者らが参加。講師は松久三四彦理事長（北海学園大特任教授＝札幌）

■日高地区(9月25日・浦河) 浦河消費者協会のほか浦河町、様似町の行政の担当者らが参加。講師は道尻豊副理事長（弁護士＝札幌）

■空知地区(10月9日・滝川) 砂川消費者協会のほか空知総合振興局、赤平市、滝川市、深川市、雨竜町の相談員、行政担当者らが参加。講師は原琢磨専務理事（弁護士＝札幌）

■オホーツク地区(10月24日・北見) 北見、網走、美幌の各消費者協会のほかオホーツク総合振興局、北見市、紋別市、津別町、遠軽町の相談員、行政担当者らが参加。講師は竹之内洋人検討委員長（弁護士＝札幌）

欠陥住宅・悪質リフォーム特別相談会を開催

ホクネットは10月4日、「欠陥住宅・悪質リフォーム特別相談会」を札幌市内で開催しました。消費者スマイル基金から助成を受け、欠陥住宅ネットさっぽろとの共催。当日は欠陥住宅による健康被害や悪質リフォーム工事など4件の相談があり、一級建築士と弁護士が対面で応じました。

食品表示のオンライン講演を開催

ホクネットの検討委員らを対象にした食品表示に関するオンライン講演が10月22日に開催されました＝写真＝。

講師は消費者支援機構関西の五條操理事（弁護士）。五條氏は「食品表示における消費者支援機構関西の取組と課題」と題し、同機構の取組を具体例とともに説明しました。たとえば「二日酔いに効くというCMには根拠がない、という問い合わせや改善要求を行うと、事業者は景表法違反を正面から認めはしないが、そうした表現の広告はやめた」「しかし、消費者の記憶には当時のCMのイメージが残っている」という事例を紹介しました。

また、食品表示法を根拠とする差止請求はまだゼロとのこと。「経験不足からくる、法令についての知識不足」を背景に挙げ、研究機関や処分庁などとの連携の必要性を語りました。



編集後記

気が早いですが、「もうすぐ年末かあ」と思ってしまうこのごろです。年末といえば思い出すことがあります▼コロナ禍で年末年始に家族が帰省しなかった年、息子夫婦に「代わりに毛ガニを送るよ」と伝え、発注しました。2、3日後に「毛ガニありがとう！しかもイクラ付きで」と連絡が来ました▼あれ？送ったのは毛ガニだけなのに。届くのも早すぎるし…。な、何とその毛ガニとイクラは、住所は同じでも、宛名は別人。その部屋の元住人だったようです▼ところが息子たちは両親からだと早合点。間違いと気づいた時には胃袋の中。あわてて宅配業者に連絡し、業者から「宅配ミスなので返却は不要」と言ってもらえほっとしました▼これは笑い話で済みましたが、昨今は宅配業者を装って「あなた宛ての荷物を預かっています」と虚偽メールを送り、被害を及ぼす手口が蔓延しています。贈答の季節は一層注意しましょう、ね。（渡辺）



消費者支援ネット北海道（ホクネット）

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1-55 ほくろうビル3階
電話番号: 011-221-5884 FAX 番号: 011-221-5887
電子メール: info_hokkaido@hocnet1222.jp